

市第 161 号議案

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 12 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第 1 項」に改める。

第34条に次の 1 項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

施すること。

第36条に次の 1 項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の 1 条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第36条の 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条中「第33条」の次に「、第36条の2」を加える。

第60条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっ

て、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用

する第36条の2第2項」に改める。

第78条中「まで、第21条」の次に「、第34条の2、第36条の2」を加え、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症

及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第95条の6中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第110条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第110条の5中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に、「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第149条及び第149条の5中「第29条」の次に「、第34条の2

」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第158条第2項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第159条及び第159条の5中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第163条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第164条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第183条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第194条の2に

規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第 184 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(運営状況に関する評価等)

第 184 条の 3 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね 1 年に 1 回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第 185 条中「第 29 条」の次に「、第 34 条の 2」を加え、「第 37 条」を「第 36 条の 2」に、「第 75 条から第 77 条まで」を「第 76 条、第 77 条」に改め、同条後段中「同項第 5 号及び第 6 号」を「同項第 4 号から第 6 号までの規定」に、「第 94 条」を「第 94 条第 1 項」に改める。

第 190 条中「第 29 条」の次に「、第 34 条の 2」を加え、「第 37 条」を「第 36 条の 2」に、「第 75 条から第 77 条まで」を「第 76 条、第 77 条」に、「同項第 5 号及び第 6 号」を「同項第 4 号から第 6 号までの規定」に改める。

第 194 条中「第 29 条」の次に「、第 34 条の 2」を加え、「第 37 条」を「第 36 条の 2」に、「第 75 条から第 77 条まで」を「第 76 条、第 77 条」に改め、同条後段中「同項第 5 号及び第 6 号」を「同

項第 4 号から第 6 号までの規定」に、「第94条」を「第94条第 1 項」に改める。

第 194 条の 8 の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第 2 項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第 194 条の12及び第 194 条の20中「第34条から」の次に「第36 条まで、第37条から」を加える。

第 200 条に次の 1 項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 200 条の 5 中「第29条」の次に「、第34条の 2」を加え、「第37条」を「第36条の 2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「同項第 5 号及び第 6 号」を「同項第 4 号から第 6 号までの規定」に、「第94条」を「第94条第 1 項」に改める。

第 200 条の 8 第 2 項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改め、同条第 4 項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者」に改め、同条第 5 項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第 201 条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第 201 条の11に次の1項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 201 条の12中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第 202 条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

附則第6項及び第7項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号）の一部を次のよ

うに改正する。

第 3 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 5 条第 1 項第 4 号中エを削り、オをエとする。

第 7 条第 1 項中「及びエ」を削り、同条第 2 項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第 15 条第 1 項中「平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号」の次に「。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。」を加え、「同条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に改める。

第 27 条第 5 項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第 36 条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準条例第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第 1 項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第 2 項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就

労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第47条の2 指定障害者支援施設等は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第49条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない

ない。

第50条第2項中「指定障害者支援施設等に」を「当該指定障害者支援施設等に」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレ

び電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第59条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第59条の 2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則第 2 項中「特定旧法受給者」を「もの」に改める。

附則第 24 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（職場への定着のための支援等の実施）」を付し、附則中第 38 項を第 39 項とし、第 27 項から第 37 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 26 項中「同条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に改め、同項を附則第 27 項とし、附則中第 25 項を第 26 項とし、第 24 項の次に次の 1 項を加える。

25 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予

防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条」を「第32条の2」に改

める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(運営状況に関する評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労

定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第89条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

(横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第13条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その

研修の機会を確保しなければならない。

- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条の2 地域活動支援センターは、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第15条第2項中「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定

期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第18条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第18条の2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう

努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条の次に次の 1 条を加える。

(勤務体制の確保等)

第11条の 2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第12条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の 2 福祉ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必

要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第13条第2項中「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第16条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第16条の2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

のとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第69号)の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第45条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第1項第5号中エを削り、オをエとする。

第12条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第37条の2 障害者支援施設は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的

に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第39条第2項中「障害者支援施設に」を「当該障害者支援施設に」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 2 章中第45条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第45条の 2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則第 2 項中「特定旧法受給者」を「もの」に改める。

附則第24項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（職場への定着のための支援等の実施）」を付し、附則中第36項を第37項とし、第25項から第35項までを 1 項ずつ繰り下げ、第24項の次に次の 1 項を加える。

25 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型又は就労継続支

援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年3月横浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止のための措置に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の5、第49条、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正

後の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新指定障害者支援施設等基準条例」という。）

）第 3 条第 3 項及び第 59 条の 2、第 3 条の規定による改正後の横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 32 条の 2（新障害福祉サービス基準条例第 50 条、第 55 条、第 60 条、第 69 条、第 84 条及び第 87 条において準用する場合を含む。

）、第 4 条の規定による改正後の横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第 2 条第 4 項及び第 18 条の 2、第 5 条の規定による改正後の横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第 2 条第 4 項及び第 16 条の 2 並びに第 6 条の規定による改正後の横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 45 条の 2 の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第 34 条の 2（新指定障害福祉サービス基準条例第 44 条、第 44 条の 5、第 49 条、第 78 条、第 95 条、第 95 条の 6、第 110 条、第 110 条の 5、第 123 条、第 149 条、第 149 条の 5、第 159 条、第 159 条の 5、第 172 条、第 185 条、第 190 条、第 194 条、第 194 条の 12、第 194 条の 20、第 200 条の 5、第 201 条及び第 201 条の 12 において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設

等基準条例第47条の2、新障害福祉サービス基準条例第25条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第14条の2、新福祉ホーム基準条例第12条の2及び新障害者支援施設基準条例第37条の2の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2第1項、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2第1項、新障害福祉サービス基準条例第25条の2第1項、新地域活動支援センター基準条例第14条の2第1項、新福祉ホーム基準条例第12条の2第1項及び新障害者支援施設基準条例第37条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2第2項、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2第2項、新障害福祉サービス基準条例第25条の2第2項、新地域活動支援センター基準条例第14条の2第2項、新福祉ホーム基準条例第12条の2第2項及び新障害者支援施設基準条例第37条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2第3項、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2第3項、新障害福祉サービス基準条例第25条の2第3項、新地域活動支援センター基準条例第14条の2第3項、新福祉ホーム基準条例第12条の2第3項及び新障害者支援施設基準条例第37条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービ

ス基準条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の5、第49条、第123条、第194条の12及び第194条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第92条第2項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の6、第110条、第110条の5、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第50条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項（新障害福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第15条第2項、新福祉ホーム基準条例第13条第2項並びに新障害者支援施設基準条例第39条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置）

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の5、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第53条第3項、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において

準用する場合を含む。) 及び新障害者支援施設基準条例第41条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければ講ずるよう努めなければならない。

（第 4 項省略）

（運営規程）

- 第 32 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第 36 条 第 36 条 1 項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 9 号まで省略）

（勤務体制の確保等）

第 34 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 34 条の 2 指定居宅介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 35 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲 示)

第 36 条 (第 1 項 省 略)

- 2 指 定 居 宅 介 護 事 業 者 は、 前 項 に 規 定 す る 重 要 事 項 を 記 載 し た 書 面 を 当 該 指 定 居 宅 介 護 事 業 所 に 備 え 付 け、 かつ、 こ れ を い つ で も 関 係 者 に 自 由 に 閲 覧 さ せ る こ と に よ り、 同 項 の 規 定 に よ る 掲 示 に 代 え る こ と が で き る。

(身 体 拘 束 等 の 禁 止)

第 36 条 の 2 指 定 居 宅 介 護 事 業 者 は、 指 定 居 宅 介 護 の 提 供 に 当 た っ て は、 利 用 者 又 は 他 の 利 用 者 の 生 命 又 は 身 体 を 保 護 す る た め 緊 急 や む を 得 な い 場 合 を 除 き、 身 体 的 拘 束 そ の 他 利 用 者 の 行 動 を 制 限 す る 行 為 (以 下 「 身 体 拘 束 等 」 と い う 。) を 行 っ て は な ら ない。

- 2 指 定 居 宅 介 護 事 業 者 は、 や む を 得 ず 身 体 拘 束 等 を 行 う 場 合 に は、 そ の 態 様 及 び 時 間、 そ の 際 の 利 用 者 の 心 身 の 状 況 並 び に 緊 急 や む を 得 な い 理 由 そ の 他 必 要 な 事 項 を 記 録 し な け れ ば な ら ない。

- 3 指 定 居 宅 介 護 事 業 者 は、 身 体 拘 束 等 の 適 正 化 を 図 る た め、 次 に 掲 げ る 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない。

- (1) 身 体 拘 束 等 の 適 正 化 の た め の 対 策 を 検 討 す る 委 員 会 (テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 活 用 し て 行 う こ と が で き る も の と す る 。) を 定 期 的 に 開 催 す る と と も に、 そ の 結 果 に つ い て、 従 業 者 に 周 知 徹 底 を 図 る こ と。

- (2) 身 体 拘 束 等 の 適 正 化 の た め の 指 針 を 整 備 す る こ と。

- (3) 従 業 者 に 対 し、 身 体 拘 束 等 の 適 正 化 の た め の 研 修 を 定 期 的 に 実 施 す る こ と。

(虐 待 の 防 止)

第 41 条 の 2 指 定 居 宅 介 護 事 業 者 は、 虐 待 の 発 生 又 は そ の 再 発 を 防

止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を
検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ
るものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果につ
いて、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防
止のための研修を定期的を実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ
と。

（運営に関する基準）

第 49 条 第 5 条第 1 項及び第 4 節（第 22 条第 1 項、第 23 条、第 24 条
第 1 項、第 28 条、第 33 条、~~第 36 条の 2~~、第 40 条第 5 項及び第 44 条
を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。
この場合において、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「特例
介護給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項から第 3
項まで」とあるのは「次条第 2 項及び第 3 項」と、第 22 条第 2 項
中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当
障害福祉サービスにつき法第 30 条第 3 項第 2 号の厚生労働大臣が
定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当
障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超え
るときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額
）」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第
4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、第 27 条第 1 項中「第
6 条第 2 項」とあるのは「第 45 条第 2 項」と、第 30 条中「介護給
付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第 40 条第 6 項中「前 3

項」とあるのは「第 3 項及び第 4 項」と読み替えるものとする。

- 2 第 5 条第 2 項から第 4 項まで、第 4 節（第 22 条第 1 項、第 23 条、第 24 条第 1 項、第 28 条、第 33 条、第 36 条の 2、第 40 条第 5 項及び第 44 条を除く。）及び第 45 条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「次条第 2 項及び第 3 項」と、第 22 条第 2 項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第 30 条第 3 項第 2 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、第 27 条第 1 項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第 49 条第 2 項において準用する第 45 条第 2 項」と、第 30 条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第 40 条第 6 項中「前 3 項」とあるのは「第 3 項及び第 4 項」と、第 48 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「次条第 2 項」と読み替えるものとする。

（療養介護計画の作成等）

第 60 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものいう

とする。。) を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(第 6 項から第 10 項まで省略)

(運営規程)

第 69 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程 (第 74 条第 1 項において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 10 号まで省略)

(勤務体制の確保等)

第 70 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害の対策)

第 72 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 73 条 (第 1 項省略)

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
又は必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（ 掲 示 ）

第 74 条 （第 1 項省略）

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（ 身 体 拘 束 等 の 禁 止 ）

第 75 条 削 除
指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては

- 、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（ 記 録 の 整 備 ）

第 77 条 (第 1 項省略)

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 次条において準用する第 36 条の 2 第 2 項
第 75 条第 2 項に規定する身体拘束等の記録

(第 5 号及び第 6 号省略)

(準用)

第 78 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2、第 37 条、第 38 条第 1 項及び第 39 条から第 41 条の 2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 69 条」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 56 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等
支援の実施)

第 87 条の 2 (第 1 項省略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第 91 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに次に掲

げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第 94 条 第 1 項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 12 号まで省略）

（衛生管理等）

第 92 条 （第 1 項省略）

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ 又は 必要な措置を講ずるよう努めなければ ならない。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第 94 条 （第 1 項省略）

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(準用)

第 95 条 第 10 条 から第 18 条 まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条 の 2、第 36 条 の 2 から第 42 条 まで、第 59 条 から第 62 条 まで、第 68 条、第 70 条 から第 72 条 まで、第 76 条 及び 第 77 条 及び 第 75 条 から 第 77 条 まで の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条 第 1 項 中「第 32 条」とあるのは「第 91 条」と、第 21 条 第 2 項 ただし書 中「次条 第 1 項」とあるのは「第 84 条 第 1 項」と、第 24 条 第 2 項 中「第 22 条 第 2 項」とあるのは「第 84 条 第 2 項」と、第 59 条 第 1 項 及び 第 60 条 (第 3 項 及び 第 9 項 を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第 77 条 第 2 項 第 1 号 中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項 第 2 号 中「第 55 条 第 1 項」とあるのは「第 95 条 において準用する第 20 条 第 1 項」と、同項 第 3 号 中「第 67 条」とあるのは「第 90 条」と、同項 第 4 号 から 第 6 号 までの規定 中「次条」とあるのは「第 95 条」と読み替えるものとする。

(準用)

第 95 条 の 6 第 10 条 から第 18 条 まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条 の 2、第 36 条 の 2 から第 42 条 まで、第 52 条、第 59 条 から第 62 条 まで、第 68 条、第 70 条 から第 72 条 まで、第 76 条、第 75 条、第 77 条、第 79 条、第 81 条 及び 前節 (第 95 条 を除く。) の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条 第 1 項 中「第 32 条」とあるのは「第 95 条 の 6 において準用する第 91 条」と、第 21 条 第 2 項 ただし書 中「次条 第 1 項」とあるのは「第 95 条 の 6 において準用する第 84 条 第 1 項」と、第 24 条 第 2 項 中「第 22 条 第 2 項」とあるのは「第 95 条 の 6 におい

て準用する第 84 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項及び第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 95 条の 6 において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 95 条の 6 において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 95 条の 6」と読み替えるものとする。

（準用）

第 110 条 第 10 条、第 12 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2から第 43 条まで、第 62 条、第 68 条、第 70 条、第 72 条、第 75 条、第 76 条、第 89 条及び第 92 条から第 94 条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 108 条」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 105 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 105 条第 2 項」と、第 94 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 108 条の運営規程」と読み替えるものとする。

（準用）

第 110 条の 5 第 10 条、第 12 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2から第 43 条まで、第 52 条、第 62 条、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条、第 76 条、第 89 条、第 92 条から第 94 条まで、第 99 条及び前節（第 109 条及び第 110 条を除く。）の規定は、共生型短期入所

の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 110 条の 5 において準用する第 108 条」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 110 条の 5 において準用する第 105 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 110 条の 5 において準用する第 105 条第 2 項」と、第 94 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 110 条の 5 において準用する第 108 条の運営規程」と、第 108 条中「各号（第 100 条第 2 項の規定の適用を受ける施設にあつては、第 3 号を除く。）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

（準用）

第 123 条 第 10 条から第 22 条まで、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 34 条第 35 条（第 1 項及び第 2 項を除く。）から第 43 条まで及び第 68 条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 122 条」と、第 36 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 122 条の運営規程」と読み替えるものとする。

（準用）

第 149 条 第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条及び第 87 条の 2 から第 94 条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 149 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項た

だし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 149 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 149 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 149 同項第 5 号及び第 6 号」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

（準用）

第 149 条の 5 第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 29 条—第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条—第 75 条から第 77 条ま—で、第 81 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで、第 142 条及び前節（第 149 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 149 条の 5 において準用する第 91 条」と、第 16

条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 149 条の 5 において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 149 条の 5 において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 149 条の 5 において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 149 条の 5 において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」と同項第 5 号及び第 6 号あるのは「第 149 条の 5」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

（記録の整備）

第 158 条 （第 1 項省略）

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

- (4) 次条において準用する 第 36 条の 2 第 2 項
第 75 条第 2 項に規定する身体拘束
等の記録

(第 5 号及び第 6 号省略)

(準用)

第 159 条 第 10 条から第 19 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、~~第 34 条の 2~~、~~第 36 条の 2~~、~~第 37 条~~から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、~~第 75 条~~、第 76 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで、第 147 条及び第 148 条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 159 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 157 条第 1 項から第 4 項まで」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 157 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

(準用)

第 159 条の 5 第 10 条から第 19 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、~~第 34 条の 2~~、~~第 36 条の 2~~、~~第 37 条~~から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、~~第 75 条~~、第 76 条、第

81 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで、第 147 条、第 148 条、第 152 条及び前節（第 159 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 159 条の 5 において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 159 条の 5 において準用する第 157 条第 1 項から第 4 項まで」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 159 条の 5 において準用する第 157 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 158 条第 2 項第 1 号中「次条」とあるのは「第 159 条の 5」と、「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第 3 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 159 条の 5」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第 163 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 第 1 項第 2 号の就労支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければ
ならない。

$\frac{5}{6}$ （本文省略）

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第 164 条 (第 1 項省略)

2 前条第 2 項から 第 5 項まで
第 4 項まで及び第 6 項の規定は、前項の従業者
及びその員数について準用する。

(職場への定着のための 支援等
支援の実施)

第 170 条 (第 1 項省略)

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第 194 条の 2 に規定す
る指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する
支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられ
るよう、第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者
との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第 172 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条、第 29
条、第 34 条の 2、第 36 条の 2
第 37 条から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条
まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条
第 75 条から第 77 条まで、
第 86 条、第 87 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及
び第 157 条の 2 の規定は、指定就労移行支援の事業について準用
する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは
「第 172 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費
」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次
条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 146 条第 1
項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付
費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 172 条に
おいて準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護
計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 60 条第 1 項、第 2
項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるの

は「就労移行支援計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 172 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 172 条」第 5 号及び第 6 号と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の支援の実施）

第 183 条 （第 1 項省略）

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（運営状況に関する評価等）

第 184 条の 3 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね 1 年に 1 回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第 185 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条第 75 条から第 77 条まで、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 171 条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 184 条の 2」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項及び第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 185 条において準用す

る第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 185 条」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 94 条第 1 項、第 94 条中「運営規程」とあるのは「第 184 条の 2 の運営規程」と読み替えるものとする。

(準用)

第 190 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条、第 75 条から第 77 条まで、第 86 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 181 条から第 183 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項及び第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号まで、同項第 5 号及び第 6 号の規定中「次条」とあるのは「第 190 条」と、第 90 条第 2 号中「

介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 190 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第 194 条 第 10 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条（第 1 項を除く。）、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2
37 条から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 70 条、第 72 条、第 76 条、第 77 条
第 75 条から第 77 条まで、第 86 条、第 89 条、第 90 条、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条（第 1 項を除く。）、第 147 条、第 181 条から第 183 条まで及び第 186 条の規定は、基準該当就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 192 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 194 条において準用する第 146 条第 2 項及び第 3 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項及び第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 194 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定
同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 194 条」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例

介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第 94 条第 1 項
第 94 条
中「運営規程」とあるのは「第 192 条の運営規程」と、第 146 条
第 2 項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基
準該当障害福祉サービスにつき法第 30 条第 3 項第 2 号の厚生労働
大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基
準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額
を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費
用の額）」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、
同条第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 2 項及び
第 3 項」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 194
条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「基準該当就労継
続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等
支援の実施）

第 194 条の 8 （第 1 項省略）

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供
するに当たっては、1 月に 1 回以上、当該利用者との対面又はテ
レビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により
行うとともに、1 月に 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事
業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を
把握するよう努めなければならない。

（準用）

第 194 条の 12 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 36 条
まで、第 37 条から第 42 条まで、第 59 条、第 60 条、第 62 条及び第 68
条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場
合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の

10」と、第 16 条、第 24 条第 1 項及び第 30 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 59 条第 1 項及び第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第 194 条の 20 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条から第 42 条まで、第 59 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 194 条の 6、第 194 条の 10 及び第 194 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する第 194 条の 10」と、第 16 条、第 24 条第 1 項及び第 30 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第 194 条の 6 中「第 194 条の 12」とあるのは「第 194 条の 20」と、第 194 条の 11 第 2 項各号中「次条」とあるのは「第 194 条の 20」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第 200 条 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超

えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 200 条の 5 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 76 条、第 77 条第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 199 条の 3」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 200 条の 5 において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「同項第 5 号及び第 6 号第 200 条の 5」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 94 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 199 条の 3 の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」と

あるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第 200 条の 8 （第 1 項省略）

- 2 前項に規定する 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 の 日中サービス支援型指定共同生活援助 従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 人以上の当該時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員を置くものとする。

（第 3 項省略）

- 4 第 1 項及び第 2 項に規定する 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者 は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第 1 項及び第 2 項に規定する 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 の従業者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない

。

（準用）

第 201 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 37 条、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 76 条、第 77 条 から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から

第 198 条の 6 まで及び第 199 条の 3 から第 200 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 201 条において準用する第 199 条の 3」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 201 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 201 条」と、同項第 5 号及び第 6 号とあるのは「第 201 条」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 94 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 201 条において準用する第 199 条の 3 の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第 201 条において準用する第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び第 201 条において準用する第 200 条の 4 第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊

型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第 198 条の 5 第 1 項中「第 200 条の 5」とあるのは「第 201 条」と、「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第 2 項中「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第 198 条の 6 第 1 項中「第 200 条の 5」とあるのは「第 201 条」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第 201 条の 11 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第 201 条の 12 第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 76 条、第 77 条、第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 199 条の 2 まで及び第 200 条の 2 から第 200 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等

給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 12 において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 12 において準用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 201 条の 12 において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「同項第 5 号及び第 6 号第 201 条の 12」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 94 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 201 条の 9 の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第 201 条の 12 において準用する第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び第 201 条の 12 において準用する第 200 条の 4 第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と、第 198 条の 5 第 1 項中「第 200 条の 5」とあるのは「第 201 条の 12」と、「共同生

活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第 2 項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第 198 条の 6 第 1 項中「第 200 条の 5」とあるのは「第 201 条の 12」と、第 199 条第 3 項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第 202 条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所及び指定就労継続支援 B 型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 63 条第 1 項の指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下この章において「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 80 条第 6 項、第 143 条第 6 項及び第 7 項、第 153 条第 6 項、第 163 条第 4 項及び第 5 項並びに第 174 条第 4 項（第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、

第 80 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 143 条第 1 項第 2 号及び第 8 項、第 153 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 163 条第 1 項第 3 号及び第 5 項並びに第 174 条第 1 項第 2 号及び第 5 項（これらの規定を第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

附 則

（第 1 項から第 5 項まで省略）

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

- 6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第 1 条第 5 号の区分 4、同条第 6 号の区分 5 又は同条第 7 号の区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該利用者について

て、第 199 条第 3 項及び第 200 条の 12 第 4 項の規定は、適用しない。

- 7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第 1 条第 5 号の区分 4、同条第 6 号の区分 5 又は同条第 7 号の区分 6 に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。第 1 号及び第 2 号において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該利用者について、第 199 条第 3 項及び第 200 条の 12 第 4 項の規定は、適用しない。

（第 1 号、第 2 号及び第 8 項から第 13 項まで省略）

横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（指定障害者支援施設等の一般原則）

第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ~~講ずるよう努めなければならない~~。

（第 4 項省略）

（従業者の員数）

第 5 条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、

次のとおりとする。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 就労移行支援を行う場合

(アからウまで省略)

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければなら
ない。

エ
オ (本文省略)

(第 5 号、第 6 号、第 2 項及び第 3 項省略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第 7 条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、
昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は、第
5 条第 1 項第 1 号エ、第 2 号エ及びオ、第 3 号エ、第 4 号ウ（イ
(ア)に係る部分を除く。）及びエ並びに第 5 号イの規定にかかわら
ず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行
う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。
）のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第 5
条第 1 項第 1 号ア(ウ)及びオ、第 2 号ア(イ)及びカ、第 3 号ア(イ)及び
オ、第 4 号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに
オ並びに第 5 号ア(イ)及びウの規定にか
かわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指
定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち省令の規
定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に
応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものと
されるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければ
ならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(サービス提供困難時の対応)

第 15 条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第 80 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス基準条例第 143 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定障害福祉サービス基準条例第 153 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定障害福祉サービス基準条例第 163 条第 1 項に規定する指定就労移行支援事業者、指定障害福祉サービス基準条例第 189 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 B 型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(第 2 項省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第 27 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる

担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

（第 6 項から第 10 項まで省略）

（職場への定着のための支援等の実施）

第 36 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準条例第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第 1 項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第 2 項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（運営規程）

第 46 条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第 52 条第 1 項において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(第 1 号から第 13 号まで省略)

(勤務体制の確保等)

第 47 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 47 条の 2 指定障害者支援施設等は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(非常災害の対策)

第 49 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 50 条 （第 1 項省略）

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において
指定障害者支援施設等に
感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置
又は
必要な措置
を講じなければ
ならない。
を講ずるよう努めなければ

(1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防
及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話
装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に
開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図
ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防
及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症
及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症
の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること
。

（掲示）

第 52 条 （第 1 項省略）

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する重要事項を記載した
書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつ
でも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲
示に代えることができる。

（身体拘束等の禁止）

第 53 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次
に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的
実施すること。

（虐待の防止）

第 59 条の 2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（第 1 項省略）

（経過的指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数）

2 当分の間、第 1 号ア(7)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、規則附則第 1 条の 2 に規定するものに特定旧法受給者に対する就労継続支援 A 型若しくは就労継続支援 B 型又は第 6 号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供す

る指定障害者支援施設（以下「経過指定障害者支援施設」という。）に置くべき従業者及びその員数は、第 5 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（第 1 号から第 6 号まで及び第 3 項から第 23 項まで省略）

（職場への定着のための支援等の実施）

（職場への定着のための支援の実施）

24 （本文省略）

25 経過指定障害者支援施設等は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（利用者及び従業者以外の者の雇用）

26 （本文省略）
25

（経過指定障害者支援施設に関する読替え）

27 経過指定障害者支援施設について第 15 条、第 23 条、第 31 条及び第 32 条の規定を適用する場合には、第 15 条第 1 項中「又は就労継続支援 B 型」とあるのは「、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型」と、「指定障害福祉サービス基準条例第 189 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 B 型事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス基準条例第 174 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 A 型事業者、指定障害福祉サービス基準条例第 189 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 B 型事業者」と、第 23 条第 3 項第 2 号、第 31 条第 2 項及び第 32 条中「又は就労継続支援 B 型」とあるのは「、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型」とする。

（多目的室の経過措置）

- $\frac{28}{27}$ (本文省略)
(居室の定員の経過措置)
- $\frac{29}{28}$ (本文省略)
(居室面積の経過措置)
- $\frac{30}{29}$ (本文省略)
- $\frac{31}{30}$ (本文省略)
- $\frac{32}{31}$ (本文省略)
- $\frac{33}{32}$ (本文省略)
(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)
- $\frac{34}{33}$ (本文省略)
- $\frac{35}{34}$ (本文省略)
(廊下幅の経過措置)
- $\frac{36}{35}$ (本文省略)
- $\frac{37}{36}$ (本文省略)
- $\frac{38}{37}$ (本文省略)
- $\frac{39}{38}$ (本文省略)

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (抜粋)

($\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$)

目次

- (第 1 章省略)
- 第 2 章 療養介護 (第 4 条 — $\frac{\text{第 32 条の 2}}{\text{第 32 条}}$)
(第 3 章から第 10 章まで及び附則省略)
- (障害福祉サービス事業者の一般原則等)

第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければ講ずるよう努めなければならない。

（第 4 項及び第 5 項省略）

（非常災害の対策）

第 8 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第 17 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

（第 6 項から第 10 項まで省略）

（勤務体制の確保等）

第 25 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その

他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 25 条の 2 療養介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 27 条 (第 1 項省略)

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。又は必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及

びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第 28 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第 32 条の 2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(職場への定着のための支援等の支援の実施)

第 44 条の 2 (第 1 項省略)

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号）第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

（衛生管理等）

第 48 条 （第 1 項省略）

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない 又は 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（準用）

第 50 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条から 第 32 条の 2 までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号、第 16 条第 1 項及び第 17 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第 55 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から 第 32 条の 2 まで、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条及び第 44 条の 2 から第 49 条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号及び第 16 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第 17 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第 60 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から 第 32 条の 2 まで、第 34 条から第 36 条まで、第 40 条、第 41 条、第 44 条の 2 から第 49 条まで、第 53 条及び第 54 条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号及び第 16 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第 17 条第 1

項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第 40 条第 2 項中「6 人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については 6 人以上、宿泊型自立訓練については 10 人以上」と読み替えるものとする。

（職員の配置の基準）

第 63 条 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 第 1 項第 3 号の就労支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

$\frac{6}{7}$ （本文省略）

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第 64 条 （第 1 項省略）

2 前条第 2 項から 第 6 項まで
第 5 項まで及び第 7 項の規定は、前項の職員及びその員数について準用する。

（職場への定着のための 支援等
支援の実施）

第 67 条 （第 1 項省略）

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

（準用）

第 69 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26

条まで、第 28 条から~~第 32 条の 2~~
~~第 32 条~~まで、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条から第 49 条まで及び第 53 条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号及び第 16 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 17 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 40 条第 1 項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（運営状況に関する評価等）

第 71 条の 3 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね 1 年に 1 回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第 82 条 （第 1 項省略）

2 就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支

援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(準用)

第 84 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から 第 32 条の 2 まで、第 34 条、第 41 条、第 45 条から第 49 条まで及び第 53 条の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号、第 16 条第 1 項及び第 17 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援 A 型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第 87 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から 第 32 条の 2 まで、第 34 条、第 36 条、第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 45 条から第 49 条まで、第 53 条、第 71 条、第 73 条から第 75 条まで及び第 80 条から第 82 条までの規定は、就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号、第 16 条第 1 項及び第 17 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 80 条第 1 項中「第 84 条」とあるのは「第 87 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第 89 条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が 20 人未満である場合は、第 39 条第 7 項、第

52 条第 7 項及び第 8 項、第 59 条第 7 項、第 63 条第 5 項~~及び第 6 項~~並びに第 74 条第 5 項（第 87 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第 6 条第 1 項第 2 号の児童発達支援管理責任者を除く。）を含み、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

- 2 多機能型事業所は、第 39 条第 1 項第 4 号及び第 8 項、第 52 条第 1 項第 3 号及び第 9 項、第 59 条第 1 項第 4 号及び第 8 項、第 63 条第 1 項第 4 号及び~~第 6 項~~~~第 7 項~~並びに第 74 条第 1 項第 3 号及び第 6 項（これらの規定を第 87 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(基本方針等)

第 2 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

- 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ講ずるよう努めなければならない。

(第 5 項及び第 6 項省略)

(非常災害の対策)

第 4 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 13 条の 2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに

より職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条の 2 地域活動支援センターは、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 15 条 (第 1 項省略)

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
又は必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防

及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第 18 条の 2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（
抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（基本方針等）

第 2 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

- 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責
任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に
対し、研修を実施する等の措置を講じなければ
講ずるよう努めなければなら
ない。

(第 5 項及び第 6 項省略)

(非常災害の対策)

第 5 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 11 条の 2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるように、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条の 2 福祉ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知すると

ともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない

。

- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 (第 1 項省略)

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、及び又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ 必要な措置を講ずるよう努めなければ ならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第 16 条の 2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

目次

（第 1 章省略）

第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条 — 第 45 条の 2 / 第 45 条）

（第 3 章及び附則省略）

（障害者支援施設の一般原則等）

第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ 講ずるよう努めなければならない。

（第 4 項及び第 5 項省略）

（非常災害の対策）

第 7 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（職員の配置の基準）

第 11 条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとお

りとする。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 就労移行支援を行う場合

(アからウまで省略)

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければなら
ない。

エ
オ (本文省略)

(第 6 号、第 7 号及び第 2 項から第 4 項まで省略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第 12 条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実
施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は、前条第 1
項第 2 号エ、第 3 号エ及びオ、第 4 号エ、第 5 号ウ (イ(ア)に係る
部分を除く。) 及びエ並びに第 6 号イの規定にかかわらず、当該
障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべ
き職員 (施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。) のうち
、1人以上は、常勤でなければならない。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第 1 項
第 2 号ア(ウ)及びオ、第 3 号ア(イ)及びカ、第 4 号ア(イ)及びオ、第 5
号ア(ウ)、イ(イ)及び エ並びに
オ並びに第 6 号ア(イ)及びウの規定にかかわらず
、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援
施設が提供する昼間実施サービスのうち省令の規定により厚生労
働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号
に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス
管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第 19 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(第 6 項から第 10 項まで省略)

(職場への定着のための 支援等 の実施)
支援

第 28 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号)第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第 1 項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第 2 項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めな

ければならない。

(勤務体制の確保等)

第 37 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 37 条の 2 障害者支援施設は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 39 条 (第 1 項省略)

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
又は必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びま

ん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等
を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催す
るとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びま
ん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中
毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及
びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（身体拘束等の禁止）

第 41 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げ
る措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ
電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期
的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を
図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実
施すること。

（虐待の防止）

第 45 条の 2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止す
るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討
する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるも
のとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について

、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(第 1 項省略)

(経過障害者支援施設の設備)

2 当分の間、次項第 2 号ア(7)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、規則附則第 1 条の 2 に規定するもの 特定旧法受給者に対する就労継続支援 A 型若しくは就労継続支援 B 型又は同項第 7 号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設（以下「経過障害者支援施設」という。）について第 10 条の規定を適用する場合においては、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

(第 3 項から第 23 項まで省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

(職場への定着のための支援の実施)

24 (本文省略)

25 経過障害者支援施設は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

$\frac{26}{25}$ (本文省略)

(経過的障害者支援施設に関する読替え)

$\frac{27}{26}$ (本文省略)

(多目的室の経過措置)

$\frac{28}{27}$ (本文省略)

(居室の定員の経過措置)

$\frac{29}{28}$ (本文省略)

(居室面積の経過措置)

$\frac{30}{29}$ (本文省略)

$\frac{31}{30}$ (本文省略)

$\frac{32}{31}$ (本文省略)

$\frac{33}{32}$ (本文省略)

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

$\frac{34}{33}$ (本文省略)

(廊下幅の経過措置)

$\frac{35}{34}$ (本文省略)

$\frac{36}{35}$ (本文省略)

$\frac{37}{36}$ (本文省略)

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$

附 則

(第 1 項省略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 6 条及び第 10 条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害者支援施設をいう。）については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 5 条及び第 9 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

